

令和4年2月定例教育委員会会議

1. 日 時

令和4年2月28日（月）午後1時30分～午後3時00分

2. 場 所

河内長野市役所7階 行政委員会室

3. 出席委員

松本教育長、藤本教育長職務代理者、嘉名委員、尾上委員、田中委員

4. 2月定例教育委員会会議録署名委員

松本教育長、藤本教育長職務代理者、田中委員

5. 事務局出席者

宮阪教育推進部長、小川生涯学習部長、中田教育推進部理事、安田教育推進部理事、寺本教育総務課長、生田教育指導課長、篠崎教育指導課参事、内田教育指導課参事、二井文化・スポーツ振興課長、伊藤文化財保護課長、西野地域教育推進課長、森図書館長、武本教育総務課長補佐、帯屋教育総務課庶務係長

6. 会議要録

開 会

松本教育長

ただいまより教育委員会会議を開催することといたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和4年2月定例教育委員会会議を開会いたします。

(1) 前回会議録の承認

松本教育長

1月の会議録について、何かご異議、ご質問などございませんか。
特にご異議等がありませんでしたので、1月の会議録を承認することといたします。

(2) 署名委員の指名

松本教育長

2月の会議の会議録の署名は、私のほかに藤本教育長職務代理者と田中委員
にお願いします。

藤本教育長職務代理者、田中委員

了解しました。

(3) 教育長報告

松本教育長

次に教育長報告にうつります。

令和4年1月21日から令和4年2月27日までの間の活動、主なものを申
し上げます。

まず1月25日火曜日は、市議会臨時会に出席しました。

26日水曜日は、新型コロナウイルス対策本部会議に出席しました。

27日木曜日は、庁議に出席しました。

28日金曜日は、南河内地区教育長協議会（府民センター）に出席しました。

また、南河内地区人事協議会（府民センター）に出席しました。

31日月曜日は、市の予算関係業務に従事しました。

2月1日火曜日は、市部長会に出席しました。また、事務局の目標管理面談
を行いました。

2日水曜日は、市校長会に出席しました。また、教育物品の寄贈式を行いま
した。河内長野市下水道管理サービス 藤野興業・積水化学工業・管清工業・日
水コン・クリアウォーター-OSAKA 共同企業体から、連結式の床材をご寄贈いただき
ました。

3日木曜日は、事務局の目標管理面談を行いました。

4日金曜日は、事務局の目標管理面談を行いました。また、教育物品の寄贈式を行いました。株式会社日本トランスネット、紀陽銀行から、バレーボールをご寄贈いただきました。また、大阪府都市教育長協議会2月役員会（アット大阪）に出席しました。

7日月曜日は、人事関係業務に従事しました。

9日水曜日は、市教頭会に出席しました。また、南河内地区教育長協議会及び南河内地区人事協議会（府民センター）に出席しました。

10日木曜日は、校長面談を実施しました。

14日月曜日は、校長面談を実施しました。

16日水曜日は、校長面談を実施しました。また、市議会全員協議会に出席しました。

17日木曜日は、校長面談を実施しました。また、学校教育施設を視察しました。

18日金曜日は、校長面談を実施しました。

19日土曜日は、人事関係業務に従事しました。

21日月曜日は、市町村教育委員会教育長・部課長会議（オンライン）に出席しました。

24日木曜日は、府立長野高等学校と市との協定調印式に出席しました。また、市内の文化財を視察しました。

25日金曜日は、校長面談を実施しました。

26日土曜日は、文化財シンポジウム（イブミヤゆいテラス）に出席しました。

以上、教育長報告を終わります。何かご質問はございませんか。

松本教育長

よろしいでしょうか。

ではつづいて、各委員から報告事項、情報提供をお願いいたします。

松本教育長

よろしいでしょうか。

それでは教育委員報告を終わります。

(4) 議事 (要旨)

松本教育長

それでは、本日の案件に入ります。

議案第 4 号「河内長野市立市民交流センター条例施行規則の全部改正について」の説明をお願いします。

二井文化・スポーツ振興課長

議案第 4 号「河内長野市立市民交流センター条例施行規則の全部改正について」ご説明いたします。

本件につきましては、河内長野市立市民交流センターを令和 4 年度から教育委員会で直営化することに伴い、先般河内長野市立市民交流センター条例を全部改正したことから、改正後の条例の施行に関し必要な事項を定めるため、従前の河内長野市立市民交流センター条例施行規則を全部改正するものでございます。

改正の概要といたしましては、市直営化にともない、従前の指定管理者不在期間中の読み替えの条項を削除するもの、直営化で必要となる条項を第 3 条以下追加するもの、キックスカードを廃止するもの、施設使用料に保育室及び講師控室を追加するもの、最後に保育室及び講師控室の使用料について、従前の使用者の不利益につながらないように使用料を徴収しない場合があることを定めるもの、でございます。施行期日は令和 4 年 4 月 1 日でございます。

今回全部改正ということで、改正前の条例等を参考資料として配付しておりますのでご覧いただきますようお願いいたします。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上ご承認賜りますようどうぞよろしくをお願いいたします。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

田中委員

保育室については、やはり料金を徴収するのですか。

二井文化・スポーツ振興課長

元々料金は徴収しておらず、他の部屋を使用する際に付随して必要な場合に利用してもらっていましたが、保育室単体で利用したいというニーズがありましたことから、このニーズに対応するために料金設定したものです。

松本教育長

他の部屋に付随して利用する場合は、無料でよかったですか。

二井文化・スポーツ振興課長

そのとおりです。

小川生涯学習部長

今まで、保育室だけを利用したい場合は、必要のない他の会議室を借りる必要があったので、利便性が悪かったためです。利便性を向上させますが、単体利用ではやはり料金は徴収するものです。

田中委員

了解しました。

松本教育長

他よろしいでしょうか。

それではご異議等がないようですので、議案第4号「河内長野市立市民交流センター条例施行規則の全部改正について」を承認いたします。

松本教育長

続いて、議案第5号「令和3年度河内長野市一般会計補正予算（案）につ

いて」の説明をお願いします。

寺本教育総務課長

議案第5号「令和3年度河内長野市一般会計補正予算（案）について」ご説明いたします。

本件につきましては、令和4年3月市議会に提案予定の、令和3年度河内長野市一般会計補正予算案のうち、教育事務にかかる部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づきまして、市長より意見を求められたことによるものでございます。

まず市全体の補正額でございますが、今回市全体で19億4079万円の補正を行います。財源内訳につきましては、国府支出金が2億5179万9千円、地方債が1200万円、一般財源が16億7699万1千円となっております。

次に今回の教育費の補正内容につきまして、2点ございます。まず1点目ですが、各学校の感染症対策事業のため、国の経済対策にとまなう、学校保健特別対策補助金を活用いたしまして、学校のコロナ対策備品や消耗品の購入をすすめてまいります。なお今回の補正は3月議会への上程となり、年度内での購入が困難となりますので、次年度への繰り越しを前提とした補正予算になります。次に2点目ですが、小学校整備事業につきまして、地方債の額が変更となることに伴う補正予算でございます。

1点目のコロナ対策の消耗品および備品の購入ですが、学校における感染予防対策として、密集や接触を避けることを目的として、学校備品や消耗品の追加購入を行うために、小学校運営費において1530万円の増額補正を行います。内訳につきましては、消耗品費で565万円、備品購入費で965万円の増額となっております。また同様に中学校運営費において765万円の増額補正を行います。内訳につきましては、消耗品費で430万円、備品購入費で335万円の増額となっております。財源といたしましては、小学校費、中学校費とともに学校保健特別対策事業補助金で、事業費の1/2補助となっており、合計1147万5千円となっております。また本件にかかる補正予算につきましては、今議会に予算計上

いたしますが、事業の実施に相当の期間を要するために、来年度に繰越をいたします。

続きまして2点目の地方債の補正についてです。これにつきましては、今年度実施いたしました三日市小学校の大規模改修において、当初国庫補助金に申請段階で、予定しておりました改修工事部分に変更が生じたことに伴いまして、国庫補助の対象額が減額となりました。これにより、減額された分の財源を、地方債で補う必要が生じたため、地方債の限度額を増額補正するものでございます。小学校整備事業で350万円の増額となっており、また国庫補助金につきましては、学校施設環境改善交付金で542万4千円の減額となっております。

説明は以上です。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

それではご異議等がないようですので、議案第5号「令和3年度河内長野市一般会計補正予算（案）について」を承認といたします。

松本教育長

続いて、議案第6号「令和4年度河内長野市一般会計予算（案）について」の説明をお願いします。

寺本教育総務課長

議案第6号「令和4年度河内長野市一般会計予算（案）について」ご説明いたします。

本件につきましては、令和4年3月市議会に提案が予定されております、令和4年度河内長野市一般会計予算案のうち、教育事務にかかる部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長より意見を求められたものでございます。一般会計全体予算では、370億7500万円の予算で、教育費にかかる予算といたしましては、歳出総額では、令和4年度教育費当初予算額は、28億4707万7千円で、前年度当初予算の31億68

06万8千円と比較し、3億2099万1千円の減となっております。

それでは各課の予算、全体の概要につきましてご説明いたします。主な前年度の比較で、主な増減の要因等につきまして、各課より順にご説明の方をさせていただきます。教育総務課分でございます。支援教育推進事業につきましては、肢体不自由児童生徒タクシー送迎経費、支援教育就学奨励費等実態にあわせまして、予算の増額をおこなっております。学校運営事業では、学校運営管理事業の小中学校で201万4000円、中学校で173万円それぞれ減額となっておりますが、これにつきましては、令和3年度については、コロナ対応のため光熱水費を大幅に増額しておりましたが、令和4年度につきましては、今年度の執行状況をふまえて、予算を減額するものでございます。学校施設管理事業でございますが、小学校費では195万3200円の増、中学校費では618万2000円の減となっております。これにつきましては、小中学校での営繕工事費の割り振りを変更いたしました他、3年に一度実施する建築基準法第12条に基づく建物の法定点検実施等にもなう予算の増減となっております。つづきまして遠距離通学費助成事業につきましては、小学校費、中学校費ともに減額となっております。これにつきましては、令和4年度から南海バスの石見川路線の廃止にともないまして、市民も乗車可能であるスクールバスの運行を開始いたします。これによりまして、これまで学校統合などの理由により、バスを利用しておられる児童生徒の保護者に対して支給していた、石見川路線の交通費の支給を廃止するものでございます。つづきまして教育情報化推進事業でございますが、小学校費につきましては280万8000円の増、中学校費につきましては621万1000円の減となっております。主な増減理由といたしましては、小中学校ともに役務費が大きく減少しておりますが、これは例年支出しているインターネット回線利用料と、持ち帰り用のWi-Fiモバイルルーターの2点について新型コロナウイルス対策臨時交付金の対象となることから、令和4年度の補正予算にその分を計上し、当初予算からは除外しております。また小学校につきましては、パソコン教室を多目的室化するなど、各学校の状況に合わせた整備を行うものでございます。最後に学校施設設備整備事業についてですが、小学校費では2億1257万7000円の減、中学校費では7465万3000円の減となっております。減額の主な要因といたしましては、次年度はトイレ改修工

事など実施しないため減額となるものでございます。また増額の要因としまして、昨年度策定した河内長野市学校施設長寿命化計画に基づいて長寿命化工事を実施するにあたり、来年度は各施設の状態に合わせた具体的な工法や金額を算出するため、事前の調査を行うものです。以上、教育総務課全体で、昨年度比で総額 2 億 8 4 6 3 万 2 0 0 0 円の減額となっております。教育総務課につきましては以上です。つづきまして教育指導課から説明いたします。

生田教育指導課長

教育指導課予算全体で申し上げますと、今年度と次年度の令和 4 年度を比較して、約 4 5 0 0 万円の減額となっております。まず学校運営事業の教科用図書事業ですが、1 7 1 1 万 1 千円の減額となっております。これは今年度それから昨年度で、教科書採択後の教師用指導書を購入しておりましたが、次年度は購入する必要がなくなったため減額となっております。次に、教職員事業の教職員研修事業で 1 3 万 4 0 0 0 円増額しております。これは主に教員の研修費を増額しております。次に、奨学金事業の奨学金積立事業で、ふるさと納税が減額の見込みであるため 7 1 0 万円減額しております。次に、学校教育支援事業の生徒進路指導充実事業で 6 9 万 9 0 0 0 円の増額しております。これは中学校の部活動の活性化等を進めていく必要があることから、部活動指導員の時間数を増加したことに伴う増額でございます。次に、支援教育推進事業の中学校で 6 1 万 2 0 0 0 円減額しておりますが、これは会計年度任用職員の看護師について次年度の配置の必要がないことから減額しております。次に、子ども教育支援センター事業で 1 0 1 9 万 5 0 0 0 円減額しておりますが、これもふるさと納税が減額の見込みであることから減額しております。次に、適応指導教室事業で 2 3 5 万 4 0 0 0 円増額しています。これは、不登校の支援にあたる人材を増員するため、会計年度任用職員の人件費を増額しております。次に、学校給食推進事業の給食センター施設管理事業で 7 8 0 万減額しております。これは今年度購入した備品費を減額したものです。以上です。

二井文化・スポーツ振興課長

文化・スポーツ振興課では、社会教育総務管理事業で590万9000円計上しており、令和3年度より52万7000円増加しております。これは社会教育指導員の特定会計年度任用職員1名分の報酬単価の増加に伴うものでございます。次に、公民館管理運営事業で7522万2000円計上しており、令和3年度より426万4000円減少しております。これは現在会計年度任用職員の配置を再任用職員に置きかえることに伴い、人事課の予算計上になるものでございます。また、小学校および公民館複合化基本計画策定業務委託料で100万円計上しており、そのため、今年度実施した複合化の調査業務委託料の120万円を減額しております。次に、生涯学習基盤事業で9262万1000円計上しており、令和3年度より417万2000円減少しております。これは市民交流センターの直営化に伴い指定管理業務委託料が皆減しており、すべて直接経費として細分化しております。さらに減少の理由といたしましては、今年度の隣接するハローワークの屋上対策防止工事が完了し、これに代わり特定天井の調査業務の経費を新たに計上したものでございます。次に、国際交流事業で658万3000円計上しており、令和3年度より6万6000円減少しております。こちらは今年度備品の自動翻訳機ポケトークを購入しましたのでその2台分が減少したものでございます。次に、文化振興事業で2億1672万5000円計上しており、令和3年度より1101万2000円減少しております。減少の大きな理由として、文化会館の自動火災報知器の更新経費が減少しており、一方で文化会館の指定管理料が582万増加しております。またこちらも特定天井の調査業務として100万4000円を計上しております。次に、文化・スポーツ及び国際交流等推進基金事業で3200万円計上しており、令和3年度より760万円増加しております。こちらはふるさと納税の増加に伴う基金への積立金の増加でございます。次に、スポーツ普及啓発事業で117万2000円計上しており、昨年度とほぼ同額となっております。次に、学校開放事業で548万7000円計上しており、令和3年度より12万9000円減少しております。こちらは会計年度任用職員の手当の減少分です。次に、スポーツ振興事業で1379万4000円計上しており、令和3年度と同額でございます。こちらはシティマラソン大会

の開催等事業委託料でございます。最後にスポーツ施設の運営管理事業で1億2647万2000円計上しており、令和3年度より1422万5000円増加しております。こちらは荘園庭球場コート面の改修業務で480万計上しております。約232万円増加しております。また、武道館の耐震工事の設計委託料で210万円増加しております。また、スポーツ施設の再編検討基礎調査業務で500万円の委託料を計上しております。また、特定天井の調査業務で35万2000円を計上しております。最後に備品購入費でバスケットボールのゴールの更新として、1070万計上しております。以上でございます。

伊藤文化財保護課長

文化財保護課では、文化財保存事業で3254万8000円計上しております。令和3年度より158万3000円減ですが、令和3年度で観心寺の防災設備設置が完了したためです。あと岩湧寺の屋根の修理を令和4年度でも実施しますが、年度の途中で終了することもひとつの要因となっております。金剛寺の境内の保存整備事業、法面の災害復旧で2300万円は令和3年度と同額を計上しております。次に、文化財調査事業の埋蔵文化財発掘調査事業で増加している主な原因につきましては、上原、高向地区の開発があり、そちらの埋蔵文化財の調査が必要となるため、会計年度任用職員を1名増やすということが主な原因となっております。文化財保護審議会と同額計上となっております。次に、歴史遺産活用事業の滝畑ふるさと文化財の森センター活用事業で、浴室の更衣室の壁の修繕が令和3年度で完了したので減額となっております。あと工事請負費で58万8000円増ですが、こちらにつきましては、茅葺きの研修が可能となる木の枠でつくった骨組みを整備するものです。当該センターは茅葺きの研修施設という役割もありますので、実施するものでございます。歴史遺産活用事業で主な増減といたしましては、女人高野の日本遺産補助金で、令和3年度は127万3000円計上していましたが、令和4年度は皆減となっております。同じく貸付金で623万2000円が皆減になっておりますが、こちらは事務局が市長部局に移りましたので、皆減となっている理由です。以上でございます。

西野地域教育推進課長

地域教育推進課では、全体で令和3年度と比べまして約2200万円の増額となっております。放課後子どもプラン事業で140万3000円計上しており、令和3年度より411万5000円の減額となっております。こちらは、新型コロナの影響により放課後子ども教室の開催数が減少したことに伴いまして、放課後児童会運営事業に予算の移行していることから減額となっております。次に、はたちのつどい事業で、155万5000円計上しており、令和3年度より48万3000円の増額となっております。名称も新たに成人のつどい事業からはたちのつどい事業に、名称を新たにしまして、来年度も総合体育館で開催を予定しておりますことから、今年度の実績を加味して、会場設営及び警備委託料等の増額をしております。次に、放課後児童会運営事業で、2593万5000円の増額となっております。こちらは、令和4年度において約70名の入会児童数の増加が見込まれることから、児童会のクラスを増設するために必要となる人件費や、施設の運営費でございます。以上でございます。

森図書館長

図書館では、全体で1億2967万8000円と、令和3年度より62万7000円の増額となっております。図書館事業で、8535万5000円計上しており、令和3年度より236万7000円の減額となっております。こちらは、電子書籍に関する経費を、第1次補正予算にて計上することから減額となっております。次に、図書館管理運営事業で、3508万9000円計上しており、令和3年度より263万8000円の増額となっております。こちらは、木のぬくもりを感じる集いの場整備委託料として360万5000円の増額となっておりますが、施設管理の運営経費の削減があり、トータルで増加しております。以上でございます。

寺本教育総務課長

令和4年度河内長野市一般会計予算案についての説明は以上でございます。ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

それではご異議等がないようですので、議案第 6 号「令和 4 年度河内長野市一般会計予算（案）について」を承認といたします。

(5) 報告案件（要旨）

・報告第 3 号「労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定の締結について」

地域教育推進課における、労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定の締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 5 条第 1 項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 3 0 日付けで教育長が臨時で代理する議決を得た上で、今回実施した旨報告したものです。

(6) その他報告（要旨）

中田理事

英検について

（別添資料により説明）

伊藤文化財保護課長

岩湧山頂で山焼きを実施

滝畑ふるさと文化財の森センターのイベント

森図書館長

特別整理期間（蔵書点検）のお知らせ

図書館の蔵書検索画面（インターネット）をリニューアルします

図書館資料展示

閉 会

松本教育長

以上で2月定例教育委員会を閉会します。

令和4年3月定例教育委員会開催日程

1. 日 時

令和4年3月25日（金） 午後2時30分開催

※開始時間については、審議案件の件数により変更あり。

2. 場 所

河内長野市役所7階 行政委員会室

- 1月25日（火） 市議会臨時会
 予算常任委員会
- 1月26日（水） 新型コロナウイルス対策本部会議
- 1月27日（木） 庁議
- 1月28日（金） 南河内地区教育長協議会（府民センター）
 南河内地区人事協議会（府民センター）
- 1月31日（月） 予算関係業務
- 2月1日（火） 市部長会
 事務局目標管理面談
- 2月2日（水） 市校長会
 教育物品寄贈式（河内長野市下水道管理サービス 藤野興業・積水化学工業・管清工業・日水コン・クリアウォーターOSAKA 共同企業体）
- 2月3日（木） 事務局目標管理面談
- 2月4日（金） 事務局目標管理面談
 教育物品寄贈式（株式会社日本トランスネット、紀陽銀行）
 大阪府都市教育長協議会 2月役員会（アウテナ大阪）
- 2月7日（月） 人事関係業務
- 2月9日（水） 市教頭会
 南河内地区教育長協議会（府民センター）
 南河内地区人事協議会（府民センター）
- 2月10日（木） 校長面談
- 2月14日（月） 校長面談
- 2月16日（水） 校長面談
 全員協議会
- 2月17日（木） 校長面談
 学校教育施設視察
- 2月18日（金） 校長面談

- 2月19日（土） 人事関係業務
- 2月21日（月） 市町村教育委員会教育長・部課長会議（オンライン）
- 2月24日（木） 府立長野高等学校と市との協定調印式
市内文化財視察
- 2月25日（金） 校長面談
- 2月26日（土） 文化財シンポジウム（イグミヤゆいテラス）

令和4年2月定例教育委員会会議

議 案 書

令和4年2月定例教育委員会会議提出議案目次

(議決案件)

議案第4号 河内長野市立市民交流センター条例施行規則の全部
改正について

(説明担当 文化・スポーツ振興課・・・p. 1)

議案第5号 令和3年度河内長野市一般会計補正予算(案)につ
いて

(説明担当 教育総務課・・・p. 34)

議案第6号 令和4年度河内長野市一般会計予算(案)について

(説明担当 各担当課・館・・・p. 35)

(報告案件)

報告第3号 労働基準法第36条に基づく労使協定の締結につ
いて

(説明担当 教育総務課・・・p. 36)

議案第4号

河内長野市立市民交流センター条例施行規則の全部改正について

河内長野市立市民交流センター条例施行規則の全部改正については、次のとおりです。

令和4年2月28日

河内長野市教育長 松本 芳孝

河内長野市立市民交流センター条例施行規則をここに公布する。

令和 年 月 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

河内長野市教育委員会規則第 号

河内長野市立市民交流センター条例施行規則

河内長野市立市民交流センター条例施行規則（平成 27 年河内長野市教育委員会規則第 12 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）

第 2 章 利用者登録（第 4 条～第 9 条）

第 3 章 施設の使用（第 10 条～第 28 条）

第 4 章 雑則（第 29 条～第 31 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、河内長野市立市民交流センター条例（令和 3 年河内長野市条例第 19 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（センター機能の設置）

第 2 条 市民交流センターに次に掲げるセンター機能を置く。

(1) 勤労市民センター

(2) 国際交流センター

(3) 男女共同参画センター

(4) 青少年センター

(申請等の受付時間)

第3条 この規則に規定する利用者登録の申請、使用許可の申請等の受付時間は、開館日の午前9時から午後9時までとする。

第2章 利用者登録

(利用者登録の資格)

第4条 河内長野市立市民交流センター施設情報システム（市民交流センターの申込状況等の情報提供及び使用等に係る事務を自動的に処理する電子計算組織をいう。以下「システム」という。）に登録することができるものは、個人にあつてはその年齢が16歳以上の者とし、団体にあつては当該団体の構成員が2人以上であり、かつ、その代表者の年齢が16歳以上の者であるものとする。ただし、次に掲げるものは除く。

(1) 個人にあつては、河内長野市暴力団排除条例（平成26年河内長野市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められるもの

(2) 団体にあつては、河内長野市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は団体の代表者若しくは役員等が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められるもの

(利用者登録の申請等)

第5条 システムを利用しようとする者又はその団体の代表者（以下「申請者」という。）は、河内長野市立市民交流センター施設情報システム

利用者登録申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の規定により申請するときは、自動車運転免許証、保険証、パスポートその他申請内容を確認することができるものを提示するものとする。

（利用者登録）

第6条 教育委員会は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、申請者が第4条に規定する利用者登録の資格を有すると認めるときは、システム利用者として利用者登録するものとする。

（登録内容の変更）

第7条 前条の規定により利用者登録をされた者（以下「登録者」という。）は、利用者登録の内容に変更があるときは、速やかに河内長野市立市民交流センター施設情報システム利用者登録変更届（様式第2号）により教育委員会に届け出なければならない。

- 2 前項に規定する利用者登録の内容の変更については、第5条第2項の規定を準用する。

（利用者登録の廃止）

第8条 登録者は、利用者登録を廃止しようとするときは、河内長野市立市民交流センター施設情報システム利用者登録廃止届（様式第3号）により教育委員会に届け出なければならない。

（利用者登録の抹消）

第9条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者登録を抹消することができる。

- (1) 死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき。
- (2) 登録者が代表者である団体が解散したとき。
- (3) 条例及びこの規則の規定に違反したとき。
- (4) システムを不正に利用したとき。
- (5) 第4条に規定する利用者登録の資格を満たさなくなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が利用者登録を抹消すべき事由が生じたと認めるとき。

第3章 施設の使用

(使用抽選申込み)

第10条 市民交流センターの施設（フロアのみ使用する場合はイベントホールを除く。次条及び第12条において同じ。）を使用しようとする登録者は、あらかじめ河内長野市立市民交流センター使用抽選申込書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、登録者は、システムにより使用抽選申込みをすることができるものとする。

3 前2項の規定による申込みは、次の各号に掲げる市民交流センターの施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月（以下「受付開始月」という。）の初日から10日までの期間に行わなければならない。

(1) イベントホール及びこれと同時に使用する施設 使用日の属する月の6箇月前の月

(2) 前号に掲げるものを除く施設 使用日の属する月の3箇月前の月

4 教育委員会は、受付開始月の初日から10日までの期間に受け付けた抽選申込みのうち、同月11日にシステムによる抽選により、優先的に

施設の使用の許可の申請ができるもの（以下「優先者」という。）を決定するものとする。

5 第1項の規定により抽選申込みをした者は、受付開始月の11日以後に市民交流センターの窓口又はシステムにより抽選結果を確認するものとする。

6 第3項において、同項に規定する期間の開始の日又は終了の日が市民交流センターの休館日に当たるときは、それぞれ翌日以降の直近の開館日又は前日以前の直近の開館日を同項に規定する期間の開始の日又は終了の日とする。

7 第3項において、市民交流センターの施設を連続して使用するときは、その使用の最初の日を使用日とする。

（使用許可の仮申請）

第11条 施設を使用しようとする登録者は、受付開始月の11日以後にシステムにより使用の許可の仮申請をすることができるものとする。

（使用許可の申請）

第12条 条例第6条第1項の規定による使用の許可（以下「使用許可」という。）の申請は、河内長野市立市民交流センター使用・変更許可申請書（様式第5号。以下「使用許可申請書」という。）を教育委員会に提出して行うものとする。ただし、第10条第4項に規定する優先的な施設の使用の許可の申請又は前条に規定する仮申請を行った場合で、2以上の使用許可の申請を行う場合は、河内長野市立市民交流センター使用・変更許可申請書（複数申請用）（様式第6号。以下「使用許可申請書（複数申請用）」という。）を教育委員会に提出して行うことができ

るものとする。

2 前項に規定する申請は、次の各号に掲げる市民交流センターの施設、附属設備、器具備品等（以下「施設等」という。）の区分に応じ、受付開始月の11日からそれぞれ当該各号に定める日までに行わなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用するときその他教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) イベントホール及びこれと同時に使用する施設等 使用日の前日までの日

(2) 前号に掲げるものを除く施設等 使用日の当日までの日

3 前項の規定にかかわらず、優先者は、受付開始月の18日（この日が市民交流センターの休館日に当たるときは、前日以前の直近の開館日とする。）までに第1項に規定する申請をしなければ、抽選申込みを取り下げたものとみなす。

4 第2項の規定にかかわらず、前条の規定により仮申請をしたものは、仮申請した日から8日以内又は第2項各号に掲げる日のいずれか早い日までに第1項に規定する申請をしなければ、当該仮申請を取り下げたものとみなす。

5 第2項及び前項に規定する期間については、第10条第6項の規定を準用する。

6 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認める場合は、これらの期間を変更することができる。この場合において、教育委員会は、その旨を市民交流センターへの掲示その他の方法により原則として1箇月前までに周知するものとする。ただし、そのいとまがないときは、こ

の限りでない。

(フロアのみ使用する場合のイベントホールの使用許可申請)

第13条 市民交流センターの施設のうち、イベントホールのフロアのみを使用しようとするものは、使用日の1箇月前から使用日の前日までに、利用する区分に応じ、使用の許可の申請を行うことができるものとする。

2 前項の使用の許可の申請は、使用許可申請書を教育委員会に提出して行うものとする。

3 前2項に規定する期間については、第10条第6項の規定を準用する。

4 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認める場合は、これらの期間を変更することができる。この場合において、教育委員会は、その旨を市民交流センターでの掲示その他の方法により、原則として1箇月前までに周知するものとする。ただし、そのいとまがないときは、この限りでない。

(使用許可)

第14条 使用許可は、河内長野市立市民交流センター使用・変更許可書(様式第7号。以下「使用許可書」という。)を当該使用許可を申請した者に交付して行うものとする。ただし、使用許可申請書(複数申請用)により申請されたものに対する使用許可は、河内長野市立市民交流センター使用・変更許可書(複数申請用)(様式第8号。以下「使用許可書(複数申請用)」という。)を当該使用許可を申請した者に交付して行うものとする。

2 使用許可書又は使用許可書(複数申請用)の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用許可書又は使用許可書(複数申請

用)を滅失又はき損したときは、直ちに河内長野市立市民交流センター使用・変更許可書又は使用許可書(複数申請用)(滅失・き損)届兼再交付申請書(様式第9号)を教育委員会に提出し、使用許可書又は使用許可書(複数申請用)の再交付を受けなければならない。

(使用許可書の携帯及び提示)

第15条 使用者は、施設等の使用の際に使用許可書又は使用許可書(複数申請用)を携帯し、係員から請求があったときはこれを提示しなければならない。

(使用の変更の申請)

第16条 使用許可の変更の申請は、使用許可申請書又は使用許可申請書(複数申請用)に直近の使用許可書又は使用許可書(複数申請用)を添付して教育委員会に提出して行うものとする。

2 前項の規定による変更の申請は、その使用について変更することが決まり次第、速やかに行わなければならない。

3 変更の許可は、使用許可書又は使用許可書(複数申請用)を当該申請をした者に交付して行うものとする。

(使用の取下げの届出)

第17条 使用者が使用許可を取り下げるときは、河内長野市立市民交流センター使用許可取下げ届出書(様式第10号。以下「取下げ届出書」という。)に使用許可書又は使用許可書(複数申請用)を添付して教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する取下げの届出は、その使用について取り下げることが決まり次第、速やかに行わなければならない。

(施設使用料)

第18条 条例第9条に規定する施設使用料の額については、別表第1のとおりとする。

(附属設備・器具備品使用料)

第19条 条例第9条に規定する附属設備・器具備品使用料の額については、別表第2のとおりとする。

(使用料の減免の申請等)

第20条 条例第10条の規定により使用料を減免するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる使用料の額を減額し、又は免除することができる。

(1) 条例第10条第1号に該当するとき 使用料の半額

(2) 条例第10条第2号に該当するとき 使用料の全額

(3) 条例第10条第3号に該当するとき 使用料の半額又は全額

2 条例第10条及び前項の規定による使用料の減額又は免除を受けようとするものは、あらかじめ河内長野市立市民交流センター使用料減額・免除申請書(様式第11号)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の還付の請求等)

第21条 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとするものは、河内長野市立市民交流センター使用料還付請求書兼受領書(様式第12号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 条例第11条ただし書の規定による還付の額は、同条第1号に該当する場合は半額とし、同条第2号から第4号までのいずれかに該当する場合は全額とする。

(特別の設備の設置等の許可)

第22条 条例第13条の規定により特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、使用許可申請書又は使用許可申請書(複数申請用)にその旨を記載しなければならない。

2 前項の申請に対する条例第13条の規定による特別の設備の設置等の許可は、使用許可書又は使用許可書(複数申請用)の交付をもって当該特別の設備の設置等の許可とみなす。

(使用終了等の届出)

第23条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は条例第8条の規定により使用許可の取消し等を受けたときは、当該施設等を原状に復して係員に届け出なければならない。

(破損等の申出)

第24条 使用者は、施設等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失させたときは、直ちに係員に申し出てその指示に従わなければならない。

(係員の立入り)

第25条 教育委員会は、市民交流センターの管理上必要があると認めるときは、係員を使用中の施設に立ち入らせることができる。この場合において、使用者は、正当な理由がないときは、これを拒んではならない。

(駐車場使用料)

第26条 条例第14条に規定する駐車場使用料の額については、別表第3のとおりとする。

(駐車場使用料の減免の申請等)

第27条 条例第15条の規定により駐車場使用料を減免するときは、次

の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる駐車場使用料の額を減額し、又は免除することができる。

(1) 条例第15条第1号から第3号までのいずれかに該当するとき 駐車場使用料の全額

(2) 条例第15条第4号に該当するとき 駐車場使用料の半額又は全額

2 前項の規定による駐車場使用料の減額又は免除を受けようとするもの(条例第15条第3号に該当するときを除く。)は、あらかじめ河内長野市立市民交流センター駐車場使用料減額・免除申請書(様式第13号)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第28条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設等を必要な注意をもって使用すること。

(2) 他人に迷惑をかけるような行為をしないこと。

第4章 雑則

(複写機等の実費)

第29条 市民交流センター内の複写機、印刷機、グループ用ロッカー等を使用するものは、教育委員会が別に定める実費を負担するものとする。

(職員の配置)

第30条 市民交流センターにセンター長その他必要な職員を置く。

(補則)

第31条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第18条関係）

（単位 円）

施設名称	使用時間		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午後9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時	
集会室	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400		
大会議室A	1,800	2,400	2,400	4,200	4,800	6,600		
大会議室B	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400		
大会議室AB	3,000	4,000	4,000	7,000	8,000	11,000		
和室A	700	900	900	1,600	1,800	2,500		
和室B	600	800	800	1,400	1,600	2,200		
和室AB	1,300	1,700	1,700	3,000	3,400	4,700		
視聴覚室	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500		
特別会議室	1,400	1,800	1,800	3,200	3,600	5,000		
会議室1	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300		
会議室2	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300		
中会議室A	700	1,000	1,000	1,700	2,000	2,700		
中会議室B	700	1,000	1,000	1,700	2,000	2,700		
中会議室AB	1,400	2,000	2,000	3,400	4,000	5,400		
イベントホール	7,900	10,600	10,600	18,500	21,200	29,100		
イベントホール (フロアのみ)	3,200	4,400	4,400	7,600	8,800	12,000		
多目的スタジオ	1,600	2,200	2,200	3,800	4,400	6,000		
食工房	最初の3時間まで2,200円 以後1時間ごとに600円							
創作工房	1,600	2,200	2,200	3,800	4,400	6,000		

音楽スタジオ1	700	1,000	1,000	1,700	2,000	2,700
音楽スタジオ2	500	600	600	1,100	1,200	1,700
保育室	700	900	900	1,600	1,800	2,500
講師控室	200	300	300	500	600	800

備考

- 1 使用時間とは、会場の準備、後始末を含む時間をいう。
- 2 施設使用料は、次の要件に該当する場合は、該当する要件に定める金額全てを加えた額とする。
 - ・使用者が市外居住者の場合 この表に定める金額の10割
 - ・使用者が2,000円未満の入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合 この表に定める金額の10割
 - ・使用者が2,000円以上の入場料等を徴収する場合 この表に定める金額の20割
 - ・使用者が営利宣伝目的で使用する場合（入場料等を徴収する場合を除く。） この表に定める金額の10割
- 3 保育室を他施設と併せて使用する場合（当該他施設の使用者が保育を目的として使用する場合に限る。）は、保育室に係る使用料を徴収しないものとする。
- 4 講師控室を他施設と併せて使用する場合（当該他施設の使用料を徴収する場合に限る。）は、講師控室に係る使用料を徴収しないものとする。

別表第2（第19条関係）

（単位 円）

種別	種類又は品名	単位	1回当たりの使用料
舞台設備	グランドピアノ	1台	5,000
	指揮者台（指揮者用譜面台含む。）	1台	300
	演台	1台	300
	花台	1台	300
	司会者用演台	1台	300
	金屏風	1双	2,000
照明設備	イベントホール舞台用照明Aセット ボーダーライト サスペンションライト アッパーホリゾンライト	1式	2,500
	イベントホール舞台用照明Bセット ボーダーライト サスペンションライト	1式	1,500
	マイク	1本	500
	ワイヤレスマイク	1本	500
音響・映像 設備	音響設備再生	1式	500
	音響設備録音	1式	500
	映像設備再生	1式	500
	映像設備録画	1式	500
	プロジェクター（イベントホール用）	1台	5,000
	プロジェクター	1台	2,000
	16mm映写機	1台	5,000
	スライド映写機（イベントホール用）	1台	2,000
	スライド映写機	1台	1,000

	書画カメラ	1台	1,000
	OHP	1台	500
その他附属 設備	アップライトピアノ	1台	1,000
	ドラムセット	1式	500
	お茶道具	1式	1,000
	七宝焼電気炉	1台	500
	陶芸窯	1回	5,000
	長机（イベントホール）	1台	100
	展示パネル	1枚	100
	持込み器具電源	1kW	300
	感染防止シールド	1枚	50

備考

- 1 附属設備・器具備品の使用料は、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後6時から午後10時まで）の各時間帯における使用ごとに1回として算定する。ただし、陶芸窯は、時間帯にかかわらず、1使用ごとに1回として算定する。
- 2 ピアノの使用料には、調律料は含まない。
- 3 附属設備・器具備品の操作に係る人員の費用は、使用者の負担とし、上記の使用料には含まない。
- 4 持込み器具の定格使用電力の合計に1kW未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて算定する。

別表第3（第26条関係）

（単位 円）

使用時間	駐車場使用料
入場時から2時間まで	無料
入場時から2時間超	2時間を超えた時間30分ごとに100円

備考 駐車場の使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とする。

様式第 1 号(第 5 条関係)

利 用 者 番 号									
河内長野市立市民交流センター施設情報システム利用者登録申請書									
年 月 日									
(宛先) 河内長野市教育委員会									
住 所									
氏 名(代理人)									
電 話									
河内長野市立市民交流センター条例施行規則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり利用者登録を申請します。なお、利用者登録の申請に当たり、下記の確認事項を確認しました。									
登 録 申 請 内 容	フリガナ								
	団 体 名								
登 録 申 請 内 容	フリガナ								
	氏 名 (代表者名)	年 月 日生							
登 録 申 請 内 容	住 所	〒							
		電話番号 ()				FAX ()			
登 録 申 請 内 容	フリガナ								
	氏 名 (連絡者名)								
登 録 申 請 内 容	連 絡 先	〒							
		電話番号 ()				FAX ()			
登 録 申 請 内 容	市 内 ・ 市 外	市 内 ・ 市 外							
	主 な 利 用 目 的								
登 録 申 請 内 容	登 録 区 分	1 個人 (非営利・営利) 2 団体 (非営利・営利)							
	メー ル ア ド レ ス								
登 録 申 請 内 容	暗 証 番 号	※4～8桁で登録してください。							
内 容 確 認 書 類	自動車運転免許証・保険証・パスポート・その他()								
備 考									

*団体の場合は、規約、構成員名簿等を添付してください。

【確認事項】

- (1) 河内長野市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員若しくは同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められるとき (団体の代表者又は役員等がこれらに該当する場合を含む。) は、利用者登録を認めません。また、登録後にこれらに該当すると認められるときは、利用者登録を抹消いたします。
- (2) 河内長野市暴力団排除条例の規定に基づき、申請書に記載されている情報を警察に照会する場合があります。また、申請内容について詳細な資料を求める場合があります。

様式第2号（第7条関係）

利 用 者 番 号										
河内長野市立市民交流センター施設情報システム利用者登録変更届										
年 月 日										
(宛先) 河内長野市教育委員会										
住 所										
氏 名(代理人)										
電 話										
河内長野市立市民交流センター条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり利用者登録内容を変更します。なお、登録内容の変更にあたり、下記の確認事項を確認しました。										
変更箇所 (変更箇所レ印)		<input type="checkbox"/> 団体名 <input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 利用施設の追加登録 <input type="checkbox"/> メールアドレス <input type="checkbox"/> 暗証番号 <input type="checkbox"/> その他								
変 更 前	フリガナ									
	団体名									
	フリガナ 氏名 (代表者名)	年 月 日生								
	住 所	〒 電話番号 () FAX ()								
	連 絡 先	〒 電話番号 () FAX ()								
	市 内 ・ 市 外	市内・市外	主な利用目的							
	登 録 区 分	1 個人 (非営利・営利) 2 団体 (非営利・営利)								
	メールアドレス									
	暗 証 番 号									
	変 更 後	フリガナ								
団体名										
フリガナ 氏名 (代表者名)		年 月 日生								
住 所		〒 電話番号 () FAX ()								
連 絡 先		〒 電話番号 () FAX ()								
市 内 ・ 市 外		市内・市外	主な利用目的							
登 録 区 分		1 個人 (非営利・営利) 2 団体 (非営利・営利)								
追 加 する 利 用 施 設 名										
メールアドレス										
暗 証 番 号		※4～8桁で登録してください。								
内 容 確 認 書 類	自動車運転免許証・保険証・パスポート・その他()									
備 考										

【確認事項】

- (1) 河内長野市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められるとき（団体の代表者又は役員等がこれらに該当する場合を含む。）は、利用者登録を認めません。また、登録後にこれらに該当すると認められるときは、利用者登録を抹消いたします。
- (2) 河内長野市暴力団排除条例の規定に基づき、申請書に記載されている情報を警察に照会する場合があります。また、申請内容について詳細な資料を求める場合があります。

様式第4号(第10条関係)

河内長野市立市民交流センター使用抽選申込書

年 月 日

(宛先) 河内長野市教育委員会

河内長野市立市民交流センター条例施行規則第10条第1項の規定により、次のとおり使用の抽選を申し込みます。なお、申込みに当たり、下記の確認事項を確認しました。

申 込 者	住 所	〒	
		電話 ()	
	団 体 名		
	氏 名	年 月 日生	
	登 録 区 分	1. 個人 (非営利・営利) 2. 団体 (非営利・営利)	
	市 内 ・ 市 外	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外	
使用目的			
使用日時及び使用施設	使 用 日 時		使 用 施 設
使用人員	名		
備 考			

【確認事項】

- (1) 施設の使用が河内長野市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認められるときは、施設の使用を許可しません。また、許可後にこれらに該当することが判明したときは、使用許可の取消し等を行います。
- (2) 河内長野市暴力団排除条例の規定に基づき、申込書に記載されている情報を警察に照会する場合があります。また、内容について詳細な資料を求める場合があります。

様式第9号（第14条関係）

河内長野市立市民交流センター使用・変更許可書又は許可書（複数申請用）（滅失・き損）届兼再交付申請書

（宛先）河内長野市教育委員会

使用者名／団体名

住所

〒 —

電話番号

受付番号 —

届出日 年 月 日

私は、下記の使用に係る河内長野市立市民交流センター使用・変更許可書を滅失・き損しましたので報告するとともに、下記の確認事項を確認の上、再交付を申請します。

なお、今後は滅失・き損することのないよう注意するとともに、許可書を発見したときは、直ちにお返しします。

使用目的		
行事名称		
使用日	施設内の場所	使用時間

受付担当者 _____ /

【確認事項】

- (1) 施設の使用が河内長野市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認められるときは使用・変更許可書の再交付はいたしません。また、既に行っている使用・変更許可の取消し等を行います。
- (2) 河内長野市暴力団排除条例の規定に基づき、申請書に記載されている情報を警察に照会する場合があります。また、申請内容について詳細な資料を求める場合があります。

様式第10号（第17条関係）

河内長野市立市民交流センター使用許可取下げ届出書

年 月 日

（宛先）河内長野市教育委員会

河内長野市立市民交流センター条例施行規則第17条第1項の規定により、次のとおり使用許可を取り下げます。

申請者	住 所	〒	
		電話 ()	
	団 体 名		
	氏 名		
使用許可番号、使用許可変更許可番号等			
取下げ理由			
使用日時及び使用施設	使 用 日 時		使 用 施 設
附属設備等			
特別の設備			
既納使用料	施 設 使 用 料		円
	附属設備・器具備品使用料		円
	計		円
使用料還付	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否		
備 考			
署 名			

*河内長野市立市民交流センターの使用・変更許可書を添付してください。

様式第 1 1 号(第 2 0 条関係)

河内長野市立市民交流センター使用料減額・免除申請書

(宛先) 河内長野市教育委員会

年 月 日

利用者番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

使用者名/団体名

住所

電話番号

次のとおり、河内長野市立市民交流センターの使用料の減額・免除を申請します。

受付番号			
施設			
施設内の場所			
使用目的			
(行事名称)			
使用日時			
使用料	減免前使用料	減 免 額	合 計
	円	円	円
減免理由			

様式第13号（第27条関係）

年 月 日

（宛先）河内長野市教育委員会

使用者名／団体名 _____

申請者 _____

河内長野市立市民交流センター駐車場使用料減額・免除申請書

下記のとおり駐車場使用料の減額・免除を申請します。

記

1. 事業主体 _____

2. 事業名 _____

3. 使用日時 _____

4. 使用施設 _____

5. 申請台数 _____台 （主催者のみ減免の対象となります）

6. 該当規定 河内長野市立市民交流センター条例第15条 号に該当

7. 減免理由 _____

（主催・委託事業の別が明確に分かるよう記入してください）

議案第 5 号

令和 3 年度河内長野市一般会計補正予算（案）について

令和 3 年度河内長野市一般会計補正予算（案）について、別冊 1 のとおり承認する。

令和 4 年 2 月 2 8 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

議案第6号

令和4年度河内長野市一般会計予算（案）について

令和4年度河内長野市一般会計予算（案）について、別冊2のとおり承認する。

令和4年2月28日

河内長野市教育長 松本 芳孝

報告第3号

労働基準法第36条に基づく労使協定の締結について

教育委員会事務局職員に係る労働基準法第36条に基づく労使協定の締結について、別冊3のとおり報告する。

令和4年2月28日

河内長野市教育長 松本 芳孝